1 計画の名称

計画の名称は「第2次昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。) とします。

2 計画の策定主体

計画の策定主体は社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会(以下「昭和区社協」という。)です。

3 計画の期間

計画の期間は平成21年度~平成25年度までの5カ年計画です。

21~23年度を前期、24~25年度を後期とします。

23 年度には評価委員会にて中間評価を行い、必要に応じて実施計画の見直しを行います。



4 第1次昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連

本計画は平成16年度から実施してきた「第1次昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画」(以下、「1次計画」という。)の評価・見直しを行い、それを強化・発展させるとともに、現段階の昭和区の地域福祉課題をふまえて計画したものです。

5 昭和区区政運営方針との連携

平成 20 年度から年度ごとに策定される「昭和区区政運営方針」の取り組み事項でも本計画と共通するところがあり、今後もよりいっそう連携していくことになります。

6 他計画との関連

名古屋市社会福祉協議会(以下「名古屋市社協」という。)・各区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)は、平成17年度から実施されている「なごやか地域福祉2005」(名古屋市地域福祉計画)において、名古屋市の地域福祉を推進する中核的な団体として明確に位置づけられ、その役割が期待されています。

また平成18年度から「第3次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画」が実施され、名古屋市社協の区社協支援のあり方が明確にされました。

本計画では、この2つの計画との連携、整合性を図りながらも、昭和区の地域福祉の課題を明確にし、地域特性を大事にした取り組みを検討し計画したものです。

7 圏域の考え方

本計画では、住民に身近な学区・町内等の小地域の福祉活動を重点的に支援するために、地域を 4つの層に分けてとらえ、計画の取り組みがどの層において実施するものかを意識します。

< 主な機関・団体・拠点 >

1層 市(名古屋市全域) 市社会福祉協議会・市役所

2層 区(昭和区) 区社会福祉協議会・区役所

3層 学区(小学校区) 福祉推進協議会・小学校・コミュニティセンター

4層 町内 町内会

